

※注意)太枠内の項目に記入漏れがないようお願いします。

生活福祉資金 総合支援資金(生活支援費)特例貸付
借用書



社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会会長 様

※日付は県社協が記載(決定日)します

令和 年 月 日

(借受人) ※ 本人が署名して下さい。 住所 氏名 印	
※ (法定代理人) ※ 本人が署名して下さい。 住所 氏名 印	(法定代理人) ※ 本人が署名して下さい。 住所 氏名 印

私は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、特約条項を承認のうえ、下記要項に同意します。

[借入要項]

※注意事項 下線部に記入漏れがあると貸付金送金ができません。 未記入や記入内容に訂正が生じた場合、その記載を福岡県社会福祉協議会に 委ねる場合は、右上の捨印欄に捺印ください。	
1 貸付金の借入	
貸付金の種類	総合支援資金 生活支援費 (特例)
借入総額	_____ 円
借入期間	令和 年 月 から 令和 年 月 までの _____ ヶ月
借入月額	毎月 _____ 円
受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による
2 貸付金の利息	
	据置期間は、貸付期間の終了後12月以内とする
	貸付金の利息は、無利子とする
3 貸付金の償還	
償還期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで
償還方法	据置期間終了後、月賦償還(元金均等償還)

[特約条項]

(貸付の停止等)

第1条 福岡県社会福祉協議会は、借受人が第2条の各号の一に該当する場合、又は福岡県社会福祉協議会の求めに対し回答や報告を行わなかった場合には、将来に向かって貸付を停止し、又は既に行っている貸付内容を変更することができる。

2 福岡県社会福祉協議会は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、貸付金の一括償還又は未交付分の貸付送金の停止を行います。

- ① 借入金を、他に流用したとき
- ② 虚偽の申込み、その他不正な手段による借入れを行ったとき
- ③ 故意に貸付金の償還を怠ったとき

(変更の届出)

第2条 借受人は、次の事項に該当する場合には、すみやかに福岡県社会福祉協議会に届け出なければならない。

- ① 住所等の変更があったとき
- ② 借受期間中に就職したとき
- ③ 他の公的な給付又は貸付が決定したとき又は却下されたとき
- ④ 世帯の状況に著しい変更があったとき
- ⑤ その他福岡県社会福祉協議会が定めた事項

(延滞利息)

第3条 借受人は、償還期限までに貸付金を償還しなかったときは、延滞元金につき年3.0%の利率をもって、当該償還期限の翌日から支払いの日までの日数により計算した延滞利息を支払わなければならない。

(管轄裁判所の合意)

第4条 福岡県社会福祉協議会と借受人との間で調停又は訴訟の必要が生じた場合には、福岡県社会福祉協議会の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(雑則)

第5条 借受人は、本借用書に記載した個人情報について、本制度に必要な範囲で利用し、第三者に提供することを予め同意することとする。

整理番号	地区	年度	資金	貸付コード	市区町村社協
		2020	SX		社会福祉協議会
借受人氏名					
法定代理人					
法定代理人					

【借受人指定の金融機関等口座】

金融機関等名		支店名	
種類	普通・当座	口座番号	
口座名義(漢字)		口座名義(カタカナ)	

※ ローマ字表記の場合は、ブロック体で記入してください。